

STOP!! コロナ差別

市民課人権・市民交流係 ☎ 25 1126

新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者、医療従事者などに対し、誹謗中傷やいじめといった差別的な人権侵害が増加し、問題になっています。

新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、私たち一人一人が思いやりの心を持って支え合っていきましょう。

こんな行為が差別につながります

- 誰が感染したのか公式報道以外の情報を探す（検索する）
- 誰が感染したのかSNSなどに書き込む
- 憶測や推測で感染に至るまでの経緯などをうわさする など



悪いのはウイルスです！

新型コロナウイルスに感染したかたが悪いのではありません。新型コロナウイルスが悪いのです。どんな理由があろうと、あなたの怒りの矛先を向けるのは「ウイルス」です。

冷静に相手の気持ちになって考え、コロナ禍を乗り越えましょう。

新型コロナウイルスに関する偏見や差別をなくそう

新型コロナウイルスは誰もが感染しうるものです。いつ、どこで感染するのかまったくわかりません。

このままコロナ差別が収まらないと、自分自身の感染を疑っていても、差別を恐れて病院へ検査に行くのをためらったり、病状を隠したりしてしまうことにつながります。

そうなると、感染拡大を防ぐことはできません。根拠のないうわさや不安を煽るような話に惑わされることのないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

一人で悩まずにご相談ください

法務省人権相談窓口

- みんなの人権 110 番 ☎ 0570-003-110
- 女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810
- 子どもの人権 110 番 ☎ 0120-007-110
- 外国語人権相談ダイヤル ☎ 0570-090-911



納税は口座振替が便利です

税務課管理収納係 ☎ 25 1132

口座振替とは

口座振替依頼書を提出するだけで、納期限の日に指定の預貯金口座から金融機関が自動的に税を振り替えて納付する制度です。

納税期限までに納め忘れることもなく、納付のために現金を持ち歩く必要がないため、たいへん便利で安全・確実な方法です。

申し込み手続き

預貯金口座のある取扱金融機関で、次のものを持参の上、申し込んでください。

- 納税通知書、納付書など（納税義務者と税目などを確認するため）
- 市税口座振替依頼書（市内金融機関、市税務課、各連絡所の窓口にて用意しています）
- 預貯金通帳 ● 印鑑（金融機関への届出印）

口座振替の開始時期

原則として市税口座振替依頼書が提出された翌月から口座振替が開始されます。手続きが完了するまで1か月ほどかかりますので、余裕をもって手続きをしてください。一度手続きをすると、廃止の届け出を提出しない限り継続されます。

残高不足などで振替できない場合

残高不足などの理由により、振替できない場合の再振替は行っていません。振替ができなかった場合、納期限から約20日後に督促状（納付書付き）が発送されるので、届いたかたはすみやかに納付してください。

利用できる税

- 市・県民税（普通徴収分）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税

利用できる金融機関

- 百五銀行 ● 中京銀行
- 第三銀行 ● 三重銀行

※第三銀行と三重銀行は合併により、5月1日から三十三銀行となります

- 桑名三重信用金庫
- 東海労働金庫
- 伊勢農業協同組合
- 三重県信用漁業協同組合連合会
- ※三重県信用漁業協同組合連合会は合併により、4月1日から東日本信用漁業協同組合連合会となります
- ゆうちょ銀行